

4 資審第 2 号

令和 4 年 4 月 25 日

農林水産大臣 金子 原二郎 殿

農業資材審議会長 赤松 美紀

組換え DNA 技術応用飼料添加物の安全性の確保に支障がないこと等の諮問
について（答申）

令和 4 年 2 月 8 日付け 3 消安第 5842 号をもって諮問のあった標記の件について、下記
のとおり答申する。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2
の2ただし書の規定に基づく組換え DNA 技術により得られた生物を利用して製造する
飼料添加物の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準（平成27
年農林水産省告示第2565号）の規定に基づき、次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料添
加物が高度に精製され、安全性の確保に支障がないことを確認する。

ML18456 株を利用して生産したカンタキサンチン